

83 東京大学予備門第一級生土方寧学費給付願出に付伺

〔明治十一年二月九日〕

(欄外注記1)

綜理 (加藤弘之)

④

同補

(浜尾新)

④

用度

(岸鉄次)

④

記録掛

(五十嵐恭次)

④

予備門第一級生土方 (宣) (密) の学資給付之義願出候趣ニ付

該門主幹が別紙之通申出候ニ付夫々取調候処同人義ハ客年九月

十二月両度ニ給費差許候生徒ト共ニ願ニ因リテハ給費可相成者

ニ有之然ルニ其節ハ自費修業いたし居候処追々窮迫即今ニ至リ
テハ迎モ自費修業行届兼候処ハ願出候義ニ而事実相違も無之且
該門ハ申出之通学業成達之目的有之者ユヘ客年中給費差許候者
ト同様学資給付いたし度此段相伺候条至急裁可有之度候也

明治十一年二月九日 東京大学三学部総理 加藤弘之

文部大輔 田中不二磨殿

(朱書)
〔甲第八号〕

当予備門第一級生徒土方寧儀今般別紙之通学資給付願出候ニ付
従前之手続ヲ以テ夫々調査候処全ク不得已情実ニシテ且学業成
達ノ目的アル者ニ有之候条右給費御許容被成度因テ別紙相添此
段相願候也

明治十一年二月八日 東京大学予備門主幹 服部一三

東京大学三学部総理 加藤弘之殿

土方寧儀尔来困窮ニ付是迄私ニ於テ学資給付罷在候処昨年免職
以来私儀モ追々窮迫本月ニ至リ忽チ学費支給仕兼候間甚奉恐縮
候得共本月ヨリ当分之間学資御給付被成下度勿論私儀金融相付
候ハ、速ニ返上之上自費修学可為仕奉存候間何卒御憐察ヲ以テ
願意御聞届被成下度此段奉願候也

土方寧証人

東京三番町三十番地寄

明治十一年一月十八日

留高知県土族

土方左平 ㊤

私儀

当今予備門第一級罷在候処貧窮ニ付自費修学仕兼申候間当明治
十二年一月ヨリ学資御給付被成下度奉懇願候也

高知県土族入舎生

明治十一年一月十八日

土方 寧 ㊤

右証人

同県土族東京三番町

三十番地寄留

土方左平 ㊤

東京大学法理文三学部予備門主幹 服部一三殿

(欄外注記)

(朱書)
〔乙第二号〕

〔文部省往復〕明治十一年分三冊之内内号、㊤A 25